

記名国債証券等に記載の文字の照合時に同一の文字とみなすことができる文字の判断基準

記名国債証券、交付内訳書、本人確認書類、記名国債証券印鑑票または氏名等届出書、その他関係書類に記載された文字を照合する場合において、次の相違により不一致である文字については、同一の文字とみなして差支えない。

【同一の文字とみなすことができる相違】

1. 旧字・俗字等による相違

例

徳—徳	伝—傳	截—藏	斎—齋
沢—澤	庄—庄	栄—榮	芳—芳
濱—濱	昇—昇	福—福	門—門
崎—崎	富—富	青—青	原—原
壽—壽	宇—宇	橋—橋	工—工
い—い	こ—こ		

(注) 「じ」と「ぢ」、「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」、「を」と「お」、「づ」と「ず」および「平仮名」と「片仮名」(例：ひなの・ヒナノ)は同一の文字とみなすことができない。

2. 「常用漢字表」¹中「(付) 字体についての解説」において同一の文字とみなすことができるとされている相違

以上

¹
https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/pdf/joyokanijihyo_20101130.pdf